

輸出国事前調査について **(デンマーク)**

1. 調査期間等

- (1) 時期: 2012 年9月
- (2) 内容: デンマークにおける食品安全管理体制の制度調査
- (3) 対象: デンマーク食品農業水産省獣医食品局

2. 調査結果(概要)

(1) デンマーク政府の組織構造及び所掌業務

デンマークは地方分権が進んでいるものの、食品に関する規制やその執行については、地方自治体が行っていた制度を改め、国が一元的・占有的に管理を行う体制となっている。

- ① デンマーク食品農業水産省 (Ministry of Food, Agriculture and Fisheries: MFAF)

デンマーク獣医食品管理局 (DVFA) 及びデンマーク農林水産局 (DAFA) に対する責任を有し、食品、飼料、動物の健康と福祉、獣医師、有機食品等に関する法律を所管する。また、DVFA 及び DAFA に対する不服申し立てを扱う上級官庁。1996 年 12 月に保健省と農業漁業省の食品行政を一本化する形で設置された。

- ② デンマーク獣医食品局 (Danish Veterinary and Food Administration: DVFA)

MFAF に属する組織。中央管理部門はコペンハーゲンに近いグロストルupp (Glostrup) に設置。組織は獣医部門、食品安全部門及び食肉検査部門を含む5部門に分かれる。1997 年7月に保健省傘下の食糧庁と MFAF 傘下の獣医監督機関を統合して新設された。

グロストルupp の DVFA 管理部門には事務局、法務部門、国際貿易部門など 17 の部門が存在する。

また、DVFA はデンマーク国内に 13 の地域食品管理事務所 (FCOS)、4 つの地域獣医管理事務所 (VCO) を設置し、と畜場は国内に 27 ヶ所ある。

(2) デンマークの食品衛生関係法令

- ① (EC) No 178/2002 一般食品法
- ② (EC) No 882/2004 飼料及び食品法並びに動物保健及び動物福祉規定の遵守の証明を確実なものとするために実施される公的統制に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会並びに閣僚理事会指令

- ③ (EC) No 852/2004 食品の衛生に関する2004年4月29日の欧州議会及び閣僚理事会規則
- ④ (EC) No 853/2004 食品の衛生に関する特別の衛生規定を定める2004年4月29日の欧州議会及び閣僚理事会規則
- ⑤ (EC) No 854/2004 人の消費に向けることを意図した動物起源製品に関する公的規則組織に対して特別の規定を定める2004年4月29日の欧州議会及び閣僚理事会規則
- ⑥ (EC) No 669/2009 非動物由来の飼料及び食品の輸入に対する公的管理強化に関する規則
- ⑦ デンマーク食品法
- ⑧ 食品衛生に関する通達

なお、デンマークはEU加盟国のため、①～⑥はEU規則であり、⑦及び⑧がデンマーク国内法・通達に該当する。

(3)食品衛生監視制度

全ての食品関係施設はEU規則(EC)No.852/2004に基づき、担当行政機関に登録又は承認されなければならない。デンマークでは行政機関による小売業者に対する調査結果を2001年からイメージ(スマイル)で示すスマイリーフィギュア方式を導入している。

スマイリーの種類は検査結果を反映しており、店頭や自社のホームページ等に掲載する必要がある。現在では消費者だけでなく、採点を受ける企業からの人気も高い。

スマイリーの種類は以下のとおり。



DVFA ホームページ
 (http://www.findsmiley.dk/da-DK/om_findsmiley_dk/Forside.htm)
 より引用。

左端はエリートスマイリーであり、右に行くほど評価が低いことを示している。

エリートスマイリーは直近4回の検査結果がすべて良好であり、かつ、直近12ヶ月以内にペナルティーを一切受けていない場合に得ることが出来る。指定されると当該施設に対する行政の検査頻度が通常よりも減少する。

デンマークにおける衛生監視は優先度や危険度の高い工場や職種に対して重点的に実施されている。

(4)植物起源食品及び動物起源食品の輸入監視

①植物起源食品

植物由来食品の輸入に関する中央政府管理機関は DVFA が行っている。地域食品管理事務所は、輸入者から事前に通知を受け、書類審査を実施する。検体の採取、貨物の申告及び現品の同一性確認は、地域食品管理事務所の検査官によってコントロールポイントで実施される。国境検査所(BIP)は非動物性食品の輸入管理には使用されない。

地域食品管理事務所はデンマーク税関管理局(DTCA)からの輸入者及び輸入品目に関するデータを利用して、植物起源食品の輸入管理を計画している。なお、このデータは半年ごとに更新され、事業所が現在も運営していることも確認している。

②動物起源食品

動物起源食品の輸入に関する中央政府管理機関は DVFA が行っている。DVFA の国際貿易部門は、①動物及び動物起源食品の獣医学的な確認、②動物及び動物起源食品並びに複合材に関するEU規則の国内法化(輸入制限を含む。ただし、生きた動物と非食用動物製品に関する輸入条件については、動物衛生部門が担当する。)、③他の関係当局への指示を行い、一致した実施を担当する。

関係当局は、国境検査所(BIP)において動物起源製品と生きた動物について確認を行う責任を有する。DVFA の国際貿易部門は BIP を監督し、指導を行う。

輸入に関わる全ての事業者は、当局に登録をしなければならず、輸入する製品や原産国を指定しなければならない。

食品等で拒否された貨物が発見された場合には、EU ガイドラインに従い、食品・飼料安全部門に属する食品警告ユニット(デンマークにおける RASFF(Rapid Alert System for Food and Feed・食品及び飼料に関する緊急警告システム)コンタクトポイント)に報告しなければならない。

(5)デンマークの食品安全規制(総括)

- ① デンマークは約 550 万の人口を有し、国土の 60%に当たる 2.6Mha(=26 億 m²)が栽培用に開墾されている。国内には4万戸を超える農家があり、平均 65ha の広大な農地を有している(日本は平均2ha)。食品関係事業者は約5万 2千人。肉類の自給率は約 300%(2001 年、FAO)にのぼる。2010 年食品安全パフォーマンスにおいて OECD 加盟 17 カ国中、1位を獲得。食品安全に関する国内での取り組みも積極的に行われ、食品衛生所管官庁の組織再編を含め、大規模な制度改革が行われ、食品の安全管理は国による一元的な管理が実施されている。
- ② デンマークの特徴として、食品安全の責任は食品等事業者が一義的に有す

るものであり、その管理の責任も事業者がまず負うものであるという考えが強い。

- ③ 微生物や理化学的な検査中心の監視システムではなく、HACCP による工程管理、協議会を通じた規則・規制への理解向上、セルフモニタリングによる食品等事業者の自己管理の推進といった管理手法が目立つ。国の関与は最低限であり、その役割は食品等事業者の行う活動の補助、推進といった意味合いが強い。
- ④ デンマークでの公的管理における目的は、シンプルな方法で多くの企業が法令遵守に努めることである。食品安全に対する責任は、企業と原料生産者にあり、管理は予防措置であるとされている。また、当局とステークホルダーの間で規制や管理等に関する意見交換を行い、協力体制の構築に努めている。

3. 参考法令(URL リンク)

- ① (EC) No 178/2002
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:031:0001:0024:EN:PDF>
- ② (EC) No 882/2004
<http://irmm.jrc.ec.europa.eu/SiteCollectionDocuments/EC-882-2004.pdf>
- ③ (EC) No 852/2004
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:139:0001:0054:en:PDF>
- ④ (EC) No 853/2004
[http://www.fsai.ie/uploadedFiles/Reg853_2004\(1\).pdf](http://www.fsai.ie/uploadedFiles/Reg853_2004(1).pdf)
- ⑤ (EC) No 854/2004
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:226:0083:0127:EN:PDF>
- ⑥ (EC) No 669/2009
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:194:0011:0021:EN:PDF>
- ⑦ デンマーク食品法
<https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=137864>

以上